

役員選任規則

(総則趣旨)

第1条 山梨県社会保険労務士会（以下本会という）は、会則第16条第1項に基づき、選任される本会理事、及び監事（以下役員という）の適正且つ円満な選出に必要な事項について定める。

(立候補)

第2条 本会の会員(除く法人会員)は、各支部の定めるところにより、支部長に申し出て自由に役員候補に立候補することができる。

(役員選任管理委員会の設置)

第3条 本会は、役員候補を選任するため、役員選任管理委員会（以下委員会という）を設ける。

2 委員会は、理事会が決定した期日に設置される。

3 会長は、理事会が委員会の設置日を決定したときは、速やかに、各支部長に対して、在籍する会員の中より、支部ごとの定数により委員候補の選任推挙を要請する。

4 前項における在籍する会員とは、会長から委員候補の選任推挙要請があった日の属する月の初日に在籍する会員とする。

5 各支部長が委員候補を選任したときは、その氏名を書面にて会長に報告する。

6 会長は、各支部長より委員候補選任の報告を受けたときは、直後の理事会に委員候補の氏名を報告し、委員の任命について承認を求める。

7 会長は、理事会の承認に基づき委員を任命する。

(委員会の構成)

第4条 委員会の構成は、委員7名とし、内委員長1名、副委員長1名、とする。委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

(委員の定数)

第5条 委員は、各支部から選出し、支部ごとの定数は次のとおりとする。

甲府支部	2名	郡内支部	2名
巨摩支部	2名	峡東支部	1名

(委員の義務)

第6条 委員は、役員に立候補し、又は立候補の推薦、選挙運動に関与してはならない。ただし、委員自身が役員候補に推薦された場合には、役員への就任を妨げるものではない。

2 委員は、役員候補の氏名について、理事会への報告が完了するまでは口外してはならない。

(委員会の任務)

第7条 会長は委員を任命したときは、委員会を招集し、定数の役員候補の選任推挙につ

いて期日を定めて要請し、報告を受ける。

2 役員候補は、各支部から選出し、支部ごとの定数は次のとおりとする。

理事候補	甲府支部	6名	郡内支部	2名
	巨摩支部	4名	峡東支部	1名
監事候補	甲府支部	1名	郡内支部、峡東支部	1名
	巨摩支部	1名		

3 委員会は、会長の要請による役員候補の選任にあたり、各支部長に対して在籍する会員の中から、所定数の役員候補を選任推挙することについて期日を定めて要請する。

4 前項における在籍する会員とは、役員候補の選任推挙要請があった日の属する月の初日に在籍する会員とする。

5 各支部長が役員候補を選任したときは、その氏名を書面にて委員会に報告する。
(責任者)

第8条 各支部長は、責任をもって、第3条及び第7条並びに第9条の要請に応える。

(役員候補の調整および報告)

第9条 委員会は各支部よりの候補者(個人立候補者を含む)の推挙をうけて、その候補者数が、会則による役員定数より少ない場合には、再度支部長に役員候補の選任推挙について期日を決めて要請し、定数を超えるときは、これを定数内に調整する。

2 委員会の委員長は、役員候補選出期日後初めて開催される理事会に出席して役員候補選出の経緯及び役員候補の氏名を報告する。なお、役員候補数が会則による役員定数に満たない場合でも、少ない人数で報告を行うものとする。

3 理事会は、委員会の報告について審議し、役員候補を決定する。

4 理事会は、前項の決定に基づき、役員選任に関する議案を総会に提出する。

5 委員会の委員長は、総会に出席し議長もしくは会長からの求めがあったときは、役員候補選出の経緯を報告する。

(推挙等の期日)

第10条 役員選任年度総会開催予定日は、前年度の通常総会開催後速やかに理事会において決定する。

2 第3条第2項における理事会が委員会を設置する期日は、役員選任年度総会開催予定日の6カ月前まで行うものとする。

3 第7条第1項の委員会から役員候補の選任推挙についての報告を受ける期日は、役員選任年度総会開催予定日の4ヶ月前までに行うものとする。

(委員会の議事)

第11条 委員会の議事は、委員の2分の1以上が出席し、その過半数をもって決する。

可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員会及び委員の任期)

第12条 委員会は、総会において全ての役員が選任された日の翌日から10日を経過した

日に解散する。委員の任期は委員会の設置期間とする。

付則 この規則は平成 4 年 5 月 25 日から施行する。

付則 この規則は平成 24 年 11 月 10 日から施行する。

第 7 条 巨摩支部定数を 3 名から 4 名に改正する。

付則 この規則は平成 25 年 5 月 11 日から施行する。

第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 12 条を改正する。

付則 この規則は令和 2 年 9 月 5 日から施行する。

第 5 条、第 7 条、第 10 条を改正する。

付則 この規則は令和 5 年 7 月 7 日から施行する。